

長崎からCO₂を削減しよう! 温暖化防止活動推進事業



公民館の屋根を活用して 太陽光発電を0円で設置!



温暖化防止活動推進事業とは

CO₂削減に取り組む事業のことです。

具体的には、長崎エリアの公民館の屋根に再生可能エネルギーである太陽光発電パネルを事業者が【無償】で設置して、CO₂を削減し温暖化防止を行うことを目的としています。

— 温暖化防止活動推進事業のしくみ —

① 契約



公民館



HTBエネルギー

② 設置



公民館

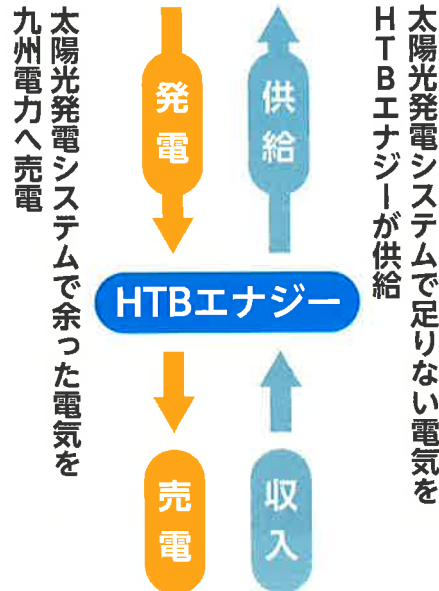


HTBエネルギー

③ 稼働



公民館



参画する公民館等の主なメリット

- ・当初10年間は1kWあたり年間6,000円の賃料をお支払いいたします。

11年目からは買い取り金額に応じて、双方で賃料を決定します。地域づくりの活動費等でご活用いただけます。

- ・災害時(停電時)に自家発電が可能になります。

災害時(停電時)に公民館で自家発電が可能になりますので、地域の防災拠点としてより強固になります。

- ・電気が無償で利用できます。

太陽光発電でつくられた屋間の電気は、日中に無償で利用することができます。

地球環境へ貢献できます

- ・どれだけ発電しても、地球温暖化の原因になる二酸化炭素を出さないのでもってクリーンです。

- ・発電量を、石油削減効果に換算すると、1年でポリタンク192.1本分、ドラム缶だと17.3本分になります。

(計算式：年間推定発電量(kWh)×0.227%/kWh※1)

- ・二酸化炭素削減量を、同じ量の二酸化炭素を光合成する日本の森林面積にすると23,924㎡になります。

(計算式：森林1ha当りの吸収量0.974t-C※2を用いて算出)

※1 太陽光発電協会の「表示ガイドライン(平成29年度版)」より

※2 NEDO「太陽光発電導入ガイドブック」2000年改訂版より

ご利用条件

- 1 建物の築年数が概ね30年前後であること。
- 2 日当たりが良好であること。
- 3 最低10年間の屋根貸しの契約ができること。
- 4 公民館利用者(住民・自治体等)の同意を得ること。
- 5 地上や陸屋根への設置は出来ません。
- 6 契約終了後の引き取りや解体工事は出来ません。

※上記の条件の他、諸条件によりサービスの提供が出来かねる場合がございますので、予めご了承ください。

■ お問い合わせ
■ お申し込み先

(一社)おひさまNetながさき TEL.095-893-8085

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎206号 FAX.095-826-3693 <http://ohisama-net.nagasaki.jp>

NPO法人 環境コンサルティング協会長崎 TEL.095-818-3305

〒850-0036 長崎市五島町3-3 プレジデント長崎206号 FAX.095-826-3693 <http://npo-ecan.org>

■ 提携事業者

HTBエネルギー株式会社 (H.I.S.グループ) TEL.092-791-2727

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-9-25 FAX.092-791-2728 <http://htb-energy.co.jp>